

## 1. 附属産学・地域連携センターの概要

---



## (1) 目標

### センターの目標

## 大学の社会貢献

1. 大学の力を社会・地域の健康増進・医療福祉の充実へつなげます。
2. 産学・地域連携センターは、地域や産業等情報の集積と発進のハブ (Hub) 的存在です。

### 知財の創出・保護・活用支援

#### ★ 知財の発掘

研究室訪問、発明相談等による知財の発掘など

#### ★ 権利化支援

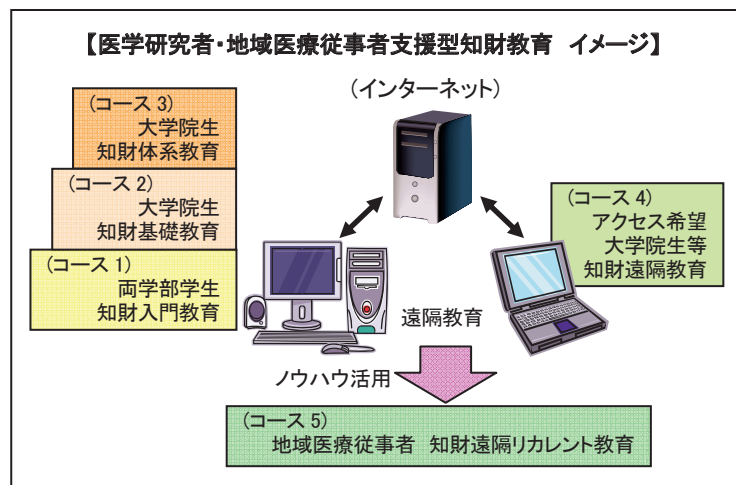
弁理士、特許庁との交渉、中間処理など

#### ★ 知財活用支援

各種展示会出展、企業との交渉など

#### ★ 知的財産教育の推進

(平成 17 年度文科省現代 GP 採択プログラム「医学研究者・地域医療従事者支援型知財教育」)



### 産学官・地域連携

#### ★ 道内他大学との連携

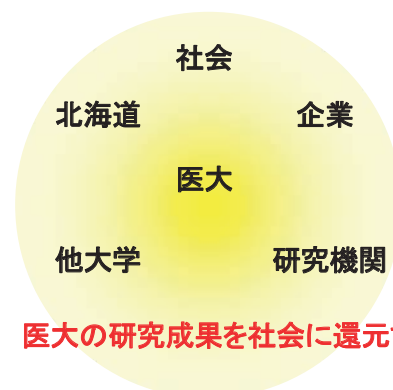
道内他大学との連携を推進

#### ★ 他研究機関との連携

道立研究機関との連携支援

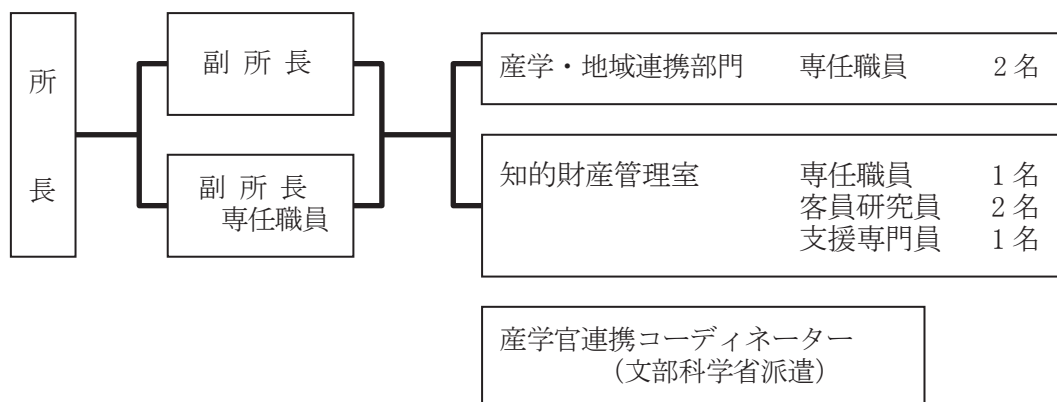
#### ★ 企業との連携

センターの窓口機能、コーディネイト機能の一層の強化



北海道から健康発信

## (2) 組織



所 長		濱 田 洋 文	
副所長・弁理士・知的財産管理室長		石 埜 正 穂	
副 所 長		関 戸 博 行	
産学・地域連携部門	主 査	市 戸 敬 二	
	主 任	堂河内 香 織	
	シニアスタッフ	菱 沼 玲 美	
	スタッフ	吉 田 幸 徳	
	スタッフ	池 麻美子	
	研究補助員	川 股 佳 代	
	研究補助員	芥 藤 亜 耶	
	研究補助員	小 川 美 紀	
			(他：臨時職員 4名)
文部科学省産学官連携コーディネーター (客員研究員)		一 瀬 信 敏	
知的財産管理部門	知財活用 支援スタッフ	客員研究員 (NEDO フェロー)	小野寺 雄一郎
		客員研究員 (小樽商科大学派遣)	深 谷 佑 紀
	事務スタッフ	主 査	黒 須 成 弘
		研究支援者 (知財 GP)	佐々木 素 子
		研究補助員 (知財 GP)	澤 田 絵 里 子
橋渡し支援専門員	朝 倉 純 代		
研究補助員 (橋渡し/TR)	佐 藤 久 恵		

(平成 20 年 3 月末 現在)

### (3) 平成19年度行事

日 時	内 容
5月17日	知的財産国際化人材育成セミナー
7月2日	オール北海道先進医学・医療拠点形成採択
8月8日	室蘭工業大学と医工連携情報交換会の実施
9月14日	知財講義 応用コース 「バイオ・創薬・医療分野における技術移転」
9月12日～14日	イノベーション・ジャパン 2007－大学見本市 出展
9月28日	知財講義 応用コース 「海外における特許の取得について」
10月9日	科研費申請書作成レクチャー（学内向け）
10月18日	異業種交流・産学官連携フォーラム北海道 in 帯広 出展
10月24・25日	ビジネス EXP02007 出展
10月26日	知財講義 応用コース 「大学における産学連携活動の実際と今後について」
11月2日	知財講義 応用コース 「臨床研究と新医療開発プロセス」
11月20日	室蘭工業大学との包括連携協定調印式
12月20日	知財講義 応用コース 「知的財産の事業化」
2月8日	知財講義 応用コース 「ライフサイエンス分野における大学の知財戦略」
2月13日	JST シーズ発掘試験の応募説明会の開催について
2月22日	オール北海道先進医学・医療拠点形成シンポジウム
2月25日	知財講義 応用コース 「契約の基礎」
3月6日	平成19年度知財GPシンポジウム 「医学系知財を活用した地域貢献活動とは」
3月25日	ノーステック財団との業務提携協定調印式



## (4) 各種所轄委員会

### 学内

- (1) 知的財産活用委員会
- (2) 知的財産教育特別委員会 (SITE)
- (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究審査委員会
- (4) 遺伝子組換え実験安全委員会
- (5) 指定実験室管理運営委員会
- (6) 産学・地域連携センター運営委員会

### 学外

- (1) 北海道健康バイオ産業振興協議会
- (2) 北海道知的財産戦略本部専門委員会
- (3) 北海道TR拠点形成推進会議
- (4) 知的クラスター本部会議



## (5) ポリシー

### <産学連携関係>

- 産学連携活動に係る札幌医科大学利益相反ポリシー
- 札幌医科大学産学連携ポリシー
- 札幌医科大学地域連携ポリシー

### <知的財産関係>

- 札幌医科大学における知的財産の扱いについての基本的な考え方  
(札幌医科大学知的財産ポリシー)

# 産学連携活動に係る札幌医科大学利益相反ポリシー

平成19年4月1日

## 1 趣旨

地域医療への貢献と並び、医学医療に係る真理探究活動を通じた研究成果の社会的還元は、これまでも医科系総合大学としての本学にとって本質的な価値の一つとされてきたが、今日においては、その研究成果の迅速かつ実効的な移転を図るための産学連携への取組の強化が、各大学に対し、一層強く求められる時代となってきた。

一方、研究成果の自由な公表やその社会的な共有を原則とする大学と、獲得する利益の源泉が営業上の秘密にあるとされる企業等とが共同で事業を行う仕組みである産学連携を推し進めることは、不可避免的に、社会公共や大学の利益と本学所属の教職員の個人的な利益などとの衝突をもたらすおそれがある。

これらの異なる利益の衝突を調整することなく放置し、その責任を個々の教職員に委ねておくことは、社会に対する大学の説明責任の懈怠というだけではなく、産学連携活動に従事する教職員にとっても社会の直接的な批判に晒されるなどの負担が研究活動の支障ともなり、ひいては創設以来培われてきた本学のインテグリティ（大学としてのあるべき姿又はそれに対する社会の信頼）そのものを喪失させるおそれすらある。

このため、本学においては、利益相反事態に適切に対処することにより、教職員の責任・負担を軽減させ、その研究環境の整備を図るとともに、本学としてのインテグリティを保持しつつ産学連携体制の一層の強化を図るため、利益相反に関する基本的な指針を定めるものである。

## 2 ポリシーにおける用語の意味

### (1) 利益相反

本学教職員が産学連携活動によって特定の企業等から得る利益又は企業等に対し負担する責任と教育、研究という大学における責任が相反している場合、及び本学が産学連携活動によって得る利益と大学自体が社会に対して負担する責任が相反している場合、その他これに類する場合をいう。

### (2) 産学連携

企業との共同研究や受託研究などの他、企業へのコンサルティングなど本学やその教職員が有する研究成果・特許等を企業等に移転するための取組みをいう。

## 3 ポリシーの適用範囲

### (1) 治験研究の適用除外

厚生労働省令（GCP）の適用を受ける治験に係る臨床研究については、このポリシーを適用しない。

### (2) 適用される教職員の範囲

- ① 本ポリシーの対象者は、本学と雇用関係にある常勤・非常勤の教職員とする。
- ② 訪問研究員や客員教授などの外部研究者及び学生・研究生等については、必要な範囲内でポリシーを準用する。

## 4 利益相反事態を回避・解決するための基本原則

### (1) 大学事業主体の原則

本学教職員の産学連携活動は、できる限り、大学を事業実施主体とした取組みの中で行うものとする。

### (2) 大学への開示原則

本学教職員の産学連携活動については、大学に対し、事前に、その活動に係る関係情報を開示するものとする。

### (3) 公明性・透明性の確保原則

本学教職員の産学連携活動に係る大学の承認手続きや情報の開示手続き等については、十分な透



明性と公明性を確保するものとする。

(4) 公共の利益、大学の利益優先の原則

産学連携活動によってもたらされる研究者個人の利益が、公共の利益又は大学の利益と相反する場合、又は大学の利益が公共の利益又は大学のインテグリティと相反する場合には、それぞれ後者を優先させるものとする。

(5) 排除の原則

大学又はその機関が教職員の産学連携活動の相手方に関係する意思決定を行う場合には、原則として、その教職員は当該決定手続きから排除されるものとする。

(6) 責任比例の原則

産学連携活動についての承認・情報開示等の制約基準は、大学における当該教職員の地位に応じて重いものとなるものとする。

## 5 利益相反事態に対する管理方策

利益相反事態に具体的に対処するため、上記基本原則を踏まえ、教職員の届け出の範囲や利益相反事態を管理する組織（相談体制の整備を含む）、体制の検証方法、外部への情報公開の方法などについてマネジメントするための規程を、別途策定するものとする。なお、規程の策定に当たっては、学生等の学習の権利や研究者の研究の自由を不当に侵害しないよう十分な配慮と、とりわけ臨床研究に係る産学連携活動については、倫理上及び被験者の個人情報保護上特別の配慮が求められる。

# 札幌医科大学産学連携ポリシー

平成19年4月1日

本学は昭和25年に道立の医科系大学として創立されて以来、世界水準の研究業績の蓄積とその社会的還元を努めてきたが、今日においては、その取組みの一層の強化が求められてきている。

このため、本学は、地域での診療従事以外の分野においても、地域や企業・団体との連携を強化するため、医科系大学として道民の保健、医療、福祉の向上に貢献する「優れた研究成果の創出」とその「迅速かつ実効的な技術移転」、及び関係者にとって「使い勝手の良い仕組みの創設」を基本理念として、このポリシーを策定する。

## 1 産学連携推進拠点としての機能整備

本学における産学連携・地域連携を推進するため、産学・地域連携センターを設置し、次のような機能を整備する。

- ① 総合窓口機能の集約と強化
- ② 専門職人材の確保
- ③ 学内事務手続き支援や関係者への相談体制の整備
- ④ センター機能の充実を図るための財源の確保
- ⑤ 受託事業や包括提携など使い勝手の良い連携手法の整備

## 2 迅速・実効性ある技術移転を目指した取組み

他の分野に比し困難性が多いバイオ・医療・福祉分野の研究成果を迅速に技術移転するため、次のような取組みを行う。

- ① 早期技術移転を可能とする専門職人材の育成とアウトソーシング手法などの導入
- ② 研究者情報や研究シーズなどの研究情報の収集・管理と積極的・効果的な情報発信
- ③ 外部研究員制度等の拡充・整備
- ④ 本学が取扱った事例を事後検証し、フィードバックできるシステムの創出

## 3 研究者支援の取組み

独創性ある研究を促進するため、次のような取組みで研究者を支援する。

- ① 研究拠点の整備充実
- ② 外部研究資金情報の提供
- ③ 外部研究資金獲得のためのコーディネイトや事務手続きの支援
- ④ 知的財産の維持・管理
- ⑤ 研究者インセンティブを確保する仕組みの整備
- ⑥ 円滑な研究推進を図る相談体制の整備

## 4 他機関等との連携

産学連携への取組みに当たっては、本学関係財団法人や他大学、技術移転支援機関などの関係機関・関係団体との多様な連携を図りながら進める。

## 5 必要に応じた見直し

本学は、平成19年4月以降、公立大学法人化によるメリットを生かし、優先度の高い取組みから進めていくとともに、大学の運営や産学連携を巡る状況を踏まえ、必要に応じ、本ポリシーの見直しを行う。

# 札幌医科大学地域連携ポリシー

平成20年3月10日

本学は、昭和25年に道立の医科系大学として創立されて以来、社会情勢の変化や道民のニーズの多様化に対し的確に応え、道民が誇れる国際水準の研究を行う大学として、地域の医療、保健、福祉の向上と充実に多大な貢献を行ってきた。

本学の公立大学法人としての新たな出発にあたり、建学の精神のもと、地域との多様な連携を進めるため、本学の先端的領域での基礎および臨床研究に関する情報や成果を広く地域に還元すること、また本学の研究や臨床に関する「知」の集積を活用することにより、地域における将来の様々なニーズに対応することなどを基本理念として、このポリシーを策定する。

## 1 社会貢献の推進

- ・ 道や道内の市町村の医療・保健・福祉等の政策形成を支援する
- ・ 地域ニーズ（健康増進、子育て支援、人材育成等）の収集および調査などを積極的に行う。
- ・ 本学の専門的な知識や技術を地域の様々な機関や団体活動に活かせるよう場の設定と拡大を行う。

## 2 情報発信の推進

- ・ 本学の研究データや研究成果の活用を図るため、地域住民をはじめ各種メディアに対し積極的な公表や情報提供を行う。

## 3 地域連携に対する大学の取り組み

- ・ 地域社会との連携を可能にする組織や制度の充実を図る。
- ・ 知的財産の創出、取得、活用の推進のため、組織体制の充実を図る。
- ・ 地域連携による成果を活かし、発展させるための組織体制の充実を図る。

## 4 必要に応じた見直し

- ・ 地域連携の取り組みの検証などを踏まえた本ポリシーの見直しを行う。

# 札幌医科大学における知的財産の扱いについての基本的な考え方

(札幌医科大学知的財産ポリシー)

平成19年4月1日

## 1. 基本的な考え方

本学は、「進取の精神と自由闊達な気風」、「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」を建学の精神として掲げ、開学以来、きわめて意欲的に研究開発に取り組み、世界的にも評価される数多くの業績によって、知の集積を図ってきた。これらの優れた研究成果は、論文や著作、学会発表などの形で幅広く社会に開放されてきた。

しかしながら、大学の研究成果については、単なる発表に終わらず、知的財産権として保護を図りながら産業界に適切に移転していくことによってこそ最大限の活用が図られるものである。さらに、知的財産立国の実現を目指す政府の「大綱」や知的財産を通じて地域の活性化を図る道の「知的財産戦略推進方策」の策定・実施などにより、大学には、これまでもまして、創出された研究成果の適正な権利化や社会への技術移転が求められている。

本学においても、平成17年4月の知的財産ポリシー等の制定を契機に、創出された研究成果の権利化や技術移転の実施について、研究者個人の判断・努力に委ねられてきた状況を見直し、大学による研究者支援や知的財産の創出・管理・活用をはじめている。

このたび、大学の体制が公立大学法人に移行するに当たり、引き続き次の事項を基本としながら、新しい体制に相応しい取組みを取り入れることにより、これまでの蓄積や伝統を生かし、本学が世界に伍する地域共生型の医系総合大学として、一層の発展を遂げられるよう努めるものとする。

- ① 優れた研究成果のより一層の集積を図るため、研究環境の整備や、研究成果の権利化及び技術移転に当たっての研究者個人の負担軽減など「研究者に対する多様な支援」の実現
- ② 知の資産の開放という大学に求められている使命を果たし、地域・経済社会の振興・発展を図るための「実効性のある技術移転」の実現
- ③ これらを効果的に実現するための手段として、大学で創出された「研究成果の機関帰属と大学による一元管理」の実現

## 2. ポリシーの対象

### (1) 対象となる者

このポリシーの対象者は、本学と雇用関係にある教職員とする。なお、学生、研究生、訪問研究員等、大学との雇用関係にない者については、あらかじめ本学との個別の取り決めを行うことにより、教職員等に準じた扱いをできるものとする。

### (2) 対象となる知的財産

このポリシーの対象となる知的財産は、本学の職務に関連して行った研究成果とする。

ただし、当面、発明規程の対象とするのは、特許権及び特許を受ける権利（外国法に基づくものを含む。）、実用新案権及び実用新案を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）、成果有体物並びに著作権とする。

## 3. 知的財産関係者の責務

### (1) 学長

学長は、大学の使命と知的財産が大学の管理運営に果たす役割に鑑みて、本学における知的財産制度が円滑かつ実効的に機能するよう、研究者の支援など必要な措置を講じなければならないものとする。

### (2) 教職員

研究に従事する本学教職員は、その研究に用いる資金・施設等の公共的な性格から、研究成果の社会還元を常に念頭に置いて研究に取り組むものとし、研究成果の公表についても、知的財産の権利化、活用に配慮するものとする。

また、教育、研究、診療などに当たり、他者の知的財産についても尊重する意識を持つものとする。

#### 4. 研究成果の帰属・管理原則

##### (1) 帰属原則

本学の職務に関連して行った研究成果については、原則として、大学に帰属するものとする。

##### (2) 管理原則

本学の職務に関連して行った研究成果の管理については、機動的・実効的な対応ができるよう、以下に基づき、学長が一元的に行うものとする。

#### 5. 研究成果の管理の手続き等

##### (1) 研究段階

教職員は、研究従事の際、研究成果に財産的価値が含まれる可能性があることに配慮するとともに、知的財産として活用できる可能性がある研究内容については、研究プランニングの段階や研究成果として公表する事前の段階において、知的財産管理室と意見や情報の交換を行うなど、必要な支援を受けることができるものとする。

※研究成果としての公表：論文、学会発表、抄録、研究会での発表、ホームページでの公表など

##### (2) 発明の届け出

本学の職務に関連して発明等（考案及び意匠の創作を含む。以下「発明等」という。）が生じたときは、発明者（考案、意匠の創作をした者を含む。以下「発明者等」という。）は速やかに学長に届け出るものとする。

この場合、研究成果の公表は、大学において承継しないと決定された場合及び学長の承認を得た場合を除き、特許等の出願前に行ってはならないものとする。

##### (3) 職務発明の認定・承継手続き

発明等の届出があったときは、学長は、職務発明等の認定及び権利承継の要否を決定するものとする。この場合、学長は、必要に応じて、発明者等及び学長が設置する委員会（学部長など学長が指名した者により構成された知的財産活用のための委員会。以下「知的財産活用委員会」という。）の意見を聴くことができるものとする。なお、権利承継の要否の決定は、公共的観点からみた技術移転の必要性及び経済的観点からみた技術移転の可能性の有無等に配慮して行うものとする。

##### (4) 出願

大学において承継すると決定した場合には、学長は速やかに特許権、実用新案権、意匠権の出願を行うものとする。但し、外国出願の場合にあっては、学長は(3)の手続きに準じて、特にその要否を決定するものとする。

##### (5) 審査請求等

出願を行った発明等に係る審査請求等の要否の決定は、(3)の手続きに準ずる他、技術移転先企業等による審査請求等に要する費用の負担を加味するものとする。

##### (6) 特許権等の維持

承継した特許権等の維持の要否の決定は、(5)の手続きに準ずるものとする。

##### (7) 成果有体物

成果有体物（試薬、試料、実験動物、化学物質などの研究目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの）については、成果有体物提供契約（MTA）により提供及び取得することとし、具体的な扱いは、別途定める。

##### (8) 著作権

大学有著作権のうち、大学以外の者に著作物の利用を許諾する場合などの具体的な扱いについては、別途定める。

#### 6. 承継しない特許権等の取扱い

##### (1) 特許権等の返還